

尾花沢市における6次産業化・地産地消法の認定事業

産業振興室 平成 25 年 10 月 31 日現在

本市では、下記の3事業が認定されています。

【平成24年度】

株式会社あさあけ農場：平成24年10月31日認定（山形県尾花沢市大字丹生）0237-22-1207

事業内容：加工・直売

小松菜などの自家製野菜と地元和牛を利用した「野菜職人がつくったこだわりの餃子」の商品開発と販売事業

◆認定事業の概要

自社で栽培する小松菜、トマト、しそと尾花沢牛を原料とした餃子の開発を行い、地元直売所のほか、県内外の百貨店やスーパーへの販路を開拓する。



【平成25年度】

有限会社 アサイ：平成25年10月31日認定（山形県尾花沢市若葉町）0237-24-1057

事業内容：加工・直売

自社で肥育した尾花沢牛を利用した食肉加工品の開発と販売事業

◆認定事業の概要

自社で肥育した牛肉を利用した加工品（煮込みハンバーグ、コロッケ、メンチなど）を製造し、消費者への直接販売をおこなうことで付加価値をアップし農業経営の向上を図る。



農業生産法人合同会社 自然屋作兵衛：平成25年10月31日認定

（山形県尾花沢市大字五十沢）0237-22-1819

事業内容：加工・直売

枝豆・そばの生チョコレートや米糠バターなどのペースト加工品の製造販売事業

◆認定事業の概要

自社生産の枝豆、そば、米を原料とした加工品（ずんだ生チョコレート、そば生チョコレート、米ぬかバター）を製造し、新たに設置する直売所で販売することにより、農業経営の向上を図る。



六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定について

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)」が平成23年3月1日に施行され、同法に基づく「総合化事業計画」の認定に係る申請の受付が開始されました。この計画認定を受けることにより、農林漁業者等が新たに6次産業化に取り組む際の優遇措置を受けることができるようになります。

総合化事業計画の策定をはじめ、農林漁業者等による6次産業化の取り組みを支援するため、「山形6次産業化サポートセンター」が設置されています。商品開発支援等の専門家「6次産業化プランナー」が、皆さまからの相談を待っています。

下記は、関係機関です。積極的に活用しましょう。

「山形6次産業化サポートセンター」(やまがた食産業クラスター協議会内)

TEL:023-679-5081 FAX:023-679-5082 e-mail:food2@y-cluster.jp

〒990-0041 山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館3F

山形県農林水産部 6次産業推進課

6次産業化企画担当 TEL:023-630-3076 6次産業化推進担当 TEL:023-630-3192

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

東北農政局山形地域センター 農政推進グループ

TEL:023-622-7235 〒990-0023 山形市松波1-3-7

東北農政局経営・事業支援部 事業戦略課

TEL:022-221-6146 〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎

優遇措置 (国、県の制度)

- 認定後の事業実施についても定期的に6次産業化プランナーがフォローアップ
- 国補助事業の補助率のかさ上げ(例 新商品開発・販路開拓の場合1/2→2/3)
- 農業改良資金の特例適用(償還期限・据置期間の延長等)
- 短期運転資金(新スーパーS資金)の活用
- 農地法の特例(農地転用手続きの簡素化)
- 野菜生産出荷安定法の特例(リレー出荷支援)